



臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受付を予定しています（6月以降）

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の支給対象のイメージ

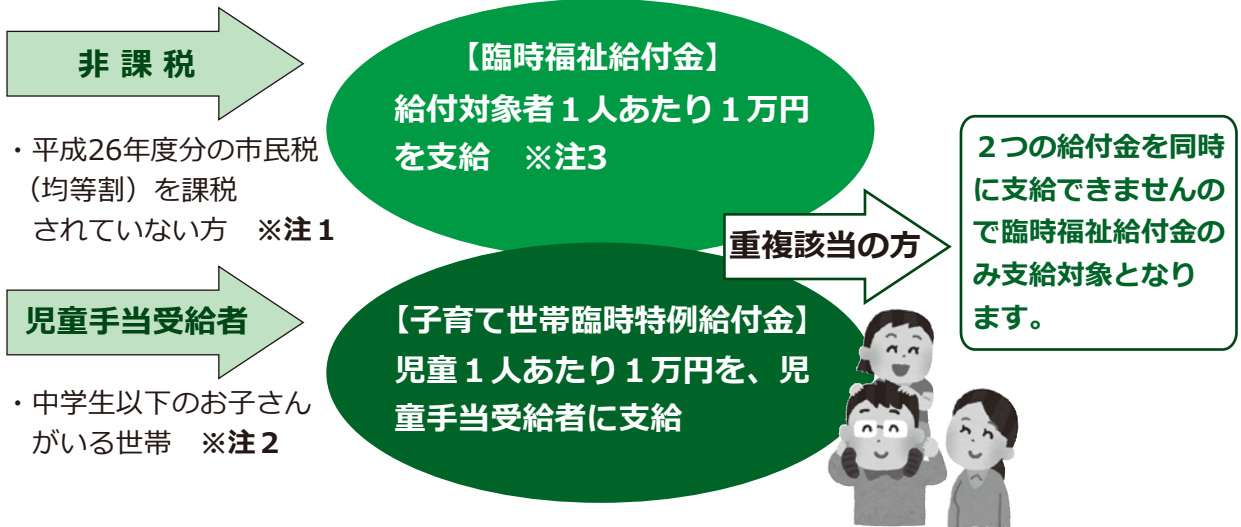
臨時福祉給付金 目的

4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴い、所得の低い方々への負担の影響を考え、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。

子育て世帯臨時特例給付金 目的

子育て世代の影響を緩和し、消費の下支えを図るため、児童1人あたり1万円を児童手当を受給する方に支給します。

平成26年1月1日現在名寄市民の方



注1 市民税（均等割）が課税されている方の扶養親族などや生活保護受給世帯を除きます。

注2 平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方が対象です。平成26年1月1日に生まれた児童も対象となります。

注3 年金（一部）および受給している諸手当によって、1人につき5,000円を加算します。

受付開始時期および受付期間など、詳細については決まり次第お知らせします。

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

消費税の引き上げに際し、給付金の支給が決定しましたが、現在、市では準備段階であり皆さまからの申請を受け付けていません。次のようなことは絶対にありませんのでご注意ください。

- ・市町村や厚生労働省などが、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いします。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらう。
- ・市町村や厚生労働省などが、給付金の支給をするために、手数料などの振り込みを求める。
- ・現時点で、市町村や厚生労働省などが、住民の皆さまの世帯構成や銀行の口座番号などの個人情報を照会する。

自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話〈#9110〉）に連絡してください。

◆担当◆ 臨時福祉給付金 社会福祉課（名寄庁舎2階） ☎01654③2111（内線3270）
 子育て世帯臨時特例給付金 こども未来課（名寄庁舎2階） ☎01654③2111（内線3244）